

春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市コミュニティ住宅(以下「コミュニティ住宅」という。)の敷地の一部を駐車場として使用させる場合の春日井市財産管理規則(昭和40年春日井市規則第7号)第9条の規定に基づく許可及び春日井市行政財産目的使用料条例(昭和39年春日井市条例第4号)第3条の規定に基づく使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪自動車を除く。)をいう。
- (2) 駐車区画 駐車場において、1の自動車を駐車することができる区画線等で仕切られたそれぞれの部分をいう。

(許可の基準)

第3条 市長は、次に掲げる要件に該当する者でなければ許可をしてはならない。ただし、市長がやむ得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) コミュニティ住宅の入居者(コミュニティ住宅賃貸借契約を締結した者をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 入居者又はその同居者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証の使用
者の氏名又は名称の欄に記載されている者

イ 許可の日から1か月以内に、アに該当することができる者

2 前項の許可の対象となる自動車は、使用する駐車区画に納まるものでなければならない。

(許可の条件)

第4条 市長は、許可を行う場合には、使用者に対し次に掲げる条件を附すものとする。

- (1) 入居者は、駐車区画を正常な状態に維持することに努め、現状を変更し、又はこれに工作物等を設置してはならないこと。
- (2) 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。
- (3) 入居者は、駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車への支障となる物品を持ち込んで서는ならないこと。
- (4) 入居者は、前3号の規定を遵守させなければならないこと。

(許可の申請等の手続)

第5条 第3条の許可を受けようとする入居者は、行政財産目的外使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、駐車場の使用を許可したときは、行政財産目的外使用許可書(第2号様式)を前項の申請者に交付するものとする。
- 3 許可を受けた入居者が使用期間の終了後も引き続き駐車場を使用するときは、使用期間終了日の14日前までに第1項の申請をしなければならない。

(使用者の選考)

第6条 第3条の許可は、入居者1人当たり1の駐車区画に対して行う。ただし、当該コミュニティ住宅の駐車場に空き駐車区画がある場合は、この限りでない。

2 前条第1項の申請の数が、使用させることのできる駐車区画の数を超える場合においては、公開抽選により使用者を決定する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず使用順位を定めて使用予定者を定めることができる。

(使用の変更)

第7条 入居者は、自動車又は使用者を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料は、月額3,675円とする。

(使用料の減額)

第9条 入居者又はその同居者が、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者であり、自動車税(軽自動車税を含む。)の減免の対象となる者である場合にあっては、市長は、当該減免に係る自動車を駐車する駐車場の使用料の2分の1を減額することができる。

2 前項の規定による使用料の減額を受けようとする入居者は、行政財産目的外使用料減額申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減額を決定したときは、行政財産目的外使用料減額決定通知書(第5号様式)を前項の申請者に交付するものとする。

4 使用料の減額の期間は、前項の通知をした日の属する月の

翌月から第5条第2項の規定により許可をした使用期間の終了日まで（第1項の条件を満たさない期間を除く。）とする。

（使用料の納付等）

第10条 許可を受けた入居者は、毎月、所定の期日までにその月分の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 春日井市コミュニティ住宅条例（平成7年春日井市条例第28号）第11条に規定する入居の承継により新たに入居者となった者が引き続き駐車場を使用するため第5条第1項の申請をしたときは、市長が使用の許可をした日の属する月の使用料は、第1項の規定にかかわらず承継の前後の許可を受けた入居者のいずれかが納付するものとする。

4 第12条に規定する届出をしないで駐車場の使用を廃止した場合においては、市長が認定した日の属する月までの使用料を納付しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取消することができる。

(1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(5) 第3条に規定する許可の基準を満たさなくなったとき。

(6) この要綱に違反したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、駐車場の使用の許可を取消された入居者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

(廃止届)

第12条 入居者は、駐車場の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに行政財産目的外使用廃止届(第6号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(事故等の免責)

第13条 市長は、駐車場において、自動車相互の接触若しくは衝突により生じた損害又は自然災害若しくは不可抗力による損害については、その責めを負わない。

(保管場所の証明)

第14条 入居者は、自動車の保管場所の使用承諾証明を受けようとする場合は、保管場所使用承諾証明願(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、当該自動車の保管場所使用承諾証明書(第8号様式)を発行するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱(平成8年8月1日施行)は、廃止する。